令 和 元 年

第 6 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和元年11月７日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和元年第６回教育委員会定例会

１　開催日時　令和元年11月７日（木）　　午後５時５分　開会
　　午後５時42分　閉会

２　開催場所　水戸市役所　３階　教育委員会室

３　出 席 者　委　員　東小川　昌　夫（教育長職務代理者）
　　委　員　冨　田　教　代
　　委　員　篠　﨑　和　則
　　委　員　丸　山　陽　子

４　欠 席 者　なし

５　説明のため出席した職員の職，氏名

教育部長	増　子　孝　伸
総合教育研究所長	萩　谷　孝　男
参事兼教育企画課長	三　宅　　修
参事兼幼児教育課長	鈴　木　　功
参事兼放課後児童課長	菊　池　浩　康
学校管理課長	鎮　目　英　俊
学校施設課長	和　田　英　嗣
生涯学習課長	野　澤　昌　永
歴史文化財課長	白　石　嘉　亮
中央図書館長	松　本　　崇
総合教育研究所副所長	小　川　佐栄子
学校保健給食課長補佐	島　田　顕　範

６　傍 聴 人　なし

７　本日の日程
(1)　報　告
　①　令和元年台風19号に係る被害及び児童生徒等への対応について【公開】
(2)　議　事
　議案第38号　水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について【非公開】
　協議（１）　開放学級及び放課後子ども教室の民間委託について【非公開】
(3)　その他
　①　令和２年教育委員会定例会の開催日程について【公開】

８　会議の概要

午後５時５分　開会

○東小川教育長職務代理者　ただいまから，令和元年第６回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様，御承知のとおり，10月４日をもちまして，本多清峰教育長が任期満了により御退任され，10月５日から教育長が不在となっておりますことから，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項の規定に基づき，教育長の不在期間中は，教育長職務代理者であります，私が会議を進めさせていただきますので，御協力のほど，よろしくお願いいたします。

それでは，初めに，先の市議会定例会において，教育委員任命の同意をいただき，令和元年10月４日付けで任命されました丸山陽子委員から，一言，御挨拶をお願いいたします。

○丸山委員　このたび教育委員として出席させていただくことになりました丸山陽子と申します。よろしくお願いいたします。

○東小川教育長職務代理者　ありがとうございました。

では，教育委員会会議に出席の皆様から順に自己紹介をお願いしたいと思います。

○増子教育部長　教育部長の増子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○萩谷総合教育研究所長　総合教育研究所長の萩谷孝男と申します。よろしくお願いいたします。

○三宅参事兼教育企画課長　参事兼教育企画課長の三宅と申します。よろしくお願いいたします。

○菊池参事兼放課後児童課長　参事兼放課後児童課長の菊池浩康と申します。どうぞよろしくお願いします。

○鈴木参事兼幼児教育課長　参事兼幼児教育課長の鈴木功です。どうぞよろしくお願いします。

○白石歴史文化財課長　歴史文化財課長の白石嘉亮と申します。どうぞよろしくお願いします。

○鎮目学校管理課長　学校管理課長の鎮目英俊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川総合教育研究所副所長　総合教育研究所副所長の小川佐栄子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本中央図書館長　中央図書館長の松本崇と申します。よろしくお願いいたします。

○野澤生涯学習課長　生涯学習課長の野澤昌永と申します。よろしくお願いいたします。

○和田学校施設課長　学校施設課長の和田英嗣と申します。よろしくお願いいたします。

○堀教育企画課長補佐　教育企画課長補佐の堀と申します。よろしくお願いいたします。

○武井教育企画課総務係長　教育企画課総務係長の武井と申します。よろしくお願いいたします。

○安田教育企画課企画係長　教育企画課企画係長の安田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○萩野谷教育企画課主事　教育企画課企画係の萩野谷と申します。よろしくお願いいたします。

○東小川教育長職務代理者　ありがとうございました。

次に，会議録署名人の決定について，お諮りいたします。

水戸市教育委員会会議規則第16条第２項の規定に基づき，会議録には教育長及び会議で決めた委員１名の署名が必要となります。

教育長が不在の間，会議録の署名は，教育長に代わり，教育長職務代理者とさせていただき，もう１名を冨田委員にお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東小川教育長職務代理者　それでは，そのように決定させていただきます。

なお，冨田委員が会議を欠席された場合は，ほかの委員から決定させていただきますので，よろしくお願いいたします。

次に，非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち，議案第38号及び協議(1)につきましては，非公開の取り扱いといたしたいと思いますが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東小川教育長職務代理者　御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

次に，本日の案件のうち，議案第38号　水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命についてでございますが，当該協議会の構成委員に，本日出席しております職員のうち２名が含まれていることから，当該議案の審議及び採決に当たりましては，審議の公正を期するため，退席をしていただきますので，御了承願います。

それでは，これより報告を行います。

報告(1)　令和元年台風19号に係る被害及び児童生徒等への対応について，説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　それでは，資料１ページをお開き願います。

報告(1)　令和元年台風19号に係る被害及び児童生徒等への対応について，御説明をいたします。

初めに，台風19号の概要についてですけれども，資料３ページの参考を御覧いただきたいと思います。

風雨の状況といたしましては，10月11日から12日にかけて，水戸市の総雨量が141.5ミリメートル，最大瞬間風速は，毎秒23.4メートルでございました。

那珂川流域の平均総雨量としましては，244.5ミリメートルでしたので，那珂川上流部での降雨等の要因により，那珂川及びその支流において浸水被害が生じたものと考えられております。

水府橋の水位につきましても，過去最高の9.84メートルを記録しております。

被害状況といたしましては，人的被害として，死者はおりませんでしたが，けが人が２名おり，住家の建物被害としましては，11月５日までのり災調査において，全壊が49件，半壊が356件，一部損壊が278件の被害がございました。

１ページにお戻りいただきまして，教育委員会に関する対応について，御説明をいたします。

１の避難所開設及び避難者数につきましては，指定避難所のうち，教育機関としては，小学校18校，中学校８校及び国田義務教育学校を避難所として開設をいたしました。

避難者数は，最大時，市内全体で1,942人おりまして，そのうち，学校への避難者数は1,390人でございました。

11月６日午前10時現在，避難所は２か所で開設しておりまして，避難者数につきましては，飯富市民センターが６人，飯富中学校が49人の計55人となっております。

なお，11月10日日曜日からは，水戸市少年自然の家を避難所とし，上記の避難所は閉鎖することとなっております。

次に，２の浸水被害地区の学校等の再開につきましては，台風の後，連休中に各学校で通学路の点検などを行いました結果，10月15日火曜日につきましては，飯富小学校，飯富中学校，国田義務教育学校，飯富幼稚園，国田幼稚園は臨時休校とし，他の小中学校につきましては，午前８時から学区内の通学路の点検を改めて実施し，危険箇所には立哨などを行いながら，午前９時登校といたしました。

10月16日から17日につきましては，引き続き，飯富，国田地区は，休校といたしました。

10月18日には，飯富中学校，国田義務教育学校，国田幼稚園が再開しました。なお，飯富中学校につきましては，18日は保護者送迎で午前９時15分登校といたしました。また，飯富小学校，飯富幼稚園は，引き続き，休校といたしました。

翌週の10月21日月曜日には，飯富小学校と飯富幼稚園も再開し，全校が再開となりました。

なお，飯富，国田地区の学校に対しまして，通学路上の粉じん対策として，マスクを支給し登校させるとともに，登下校時には，ＰＴＡ，地区会，交通安全協会水戸支部，水戸地区防犯協会，教員等による立哨や見守り登校を実施いたしております。

ページを返して２ページをお開き願います。

３の被災した園児・児童生徒数等でございますが，幼稚園・保育所につきましては，床上浸水が４世帯４人，床下浸水が１世帯１人おりました。

小中学校等につきましては，床上浸水が15世帯19人，床下浸水が20世帯25人おりました。

なお，被災した児童生徒のうち，学用品給与の対象となった数につきましては，15人となっておりまして，内容につきましては，４の学用品等被害への対応を御覧いただきたいと思います。

住家の床上浸水等により被災した児童生徒への教科書を含む学用品については，災害救助法第４条第１項第８号の規定に基づく救助の対象となっております。

災害救助法の適用を受けるものの対応についてでございますが，教科書につきましては，茨城県へ必要数を報告し，無償給与されております。

ワークブック，問題集等の教材につきましては，教材販売店からの無償提供により対応をいたしました。

文房具，通学用品，その他の学用品につきましては，市で購入し，現物支給をしております。

なお，災害救助法適用対象外の制服等につきましては，学校指定業者又は卒業生からの寄付により対応をいたしております。

次に，５の被災した児童生徒に対する心のケアでございますが，茨城県の公立小中学校等スクールカウンセラー配置事業を活用し，対応をしております。

次に，住宅が半壊以上の損害を受けた世帯に対する教育委員会に関係します負担金等の減免措置につきましては，６に記載してありますように，保育所利用者負担金，預かり保育料，幼稚園入園手数料，開放学級負担金におきまして，記載の減免内容を措置することといたしまして，対象者等には個別に周知なども行っております。

説明につきましては，以上でございます。

○東小川教育長職務代理者　それでは，委員より御質問等がございましたら，発言願います。

冨田委員。

○冨田委員　１ページの学校再開の部分ですが，飯富，国田地区の学校については臨時休校があり，ほかの学校との授業の進みにずれが生じる可能性があると思うのですが，そこの児童生徒について，例えば，補講などは行ったりするのでしょうか。水戸市内のほかの学校は登校時間に変更はあったようですが平常に授業を行っていますよね。飯富，国田地区の子どもたちは学校の再開が遅れたことにより，その２，３日分の補講などは行うのか，あるいは，家庭学習等において対応する形になるのか，お聞きしたいと思います。

○東小川教育長職務代理者　萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長　補講等の実施については，現在のところ決めてはおりませんが，子ども

たちの学習状況はきちんと見ていかなければいけないと思っております。

飯富地区で言えば，飯富中学校から先に再開しましたが，この理由につきましては，学校の再開について協議いただくため，学校運営協議会を開いた際に，地域の方や保護者の方から，中学生は受験を控えておりますので，できるだけ早く再開したほうがいいという御意見をいただきました。飯富小学校については，通学路の安全が十分に確保できていないため，月曜日から再開したほうがいいという御意見をいただき，それぞれの登校日を決めました。

○東小川教育長職務代理者　基本的には，授業時数が欠けた分を後ろにずらして行うという規定はありませんよね。例えば，インフルエンザによる学級閉鎖や学校閉鎖と同様で，１週間閉鎖したため学期の最後に１週間追加で授業を行うとか，土日に欠けた授業分を補うなどといった措置は必要ないと言われております。しかしながら，今回の対応については，保護者の要望とのすり合わせが必要かと思います。

冨田委員。

○冨田委員　大学の場合は，欠けた授業分については補講を行うので，気になってお聞きしました。ありがとうございました。

○東小川教育長職務代理者　丸山委員。

○丸山委員　学校が避難をされている御家庭と連絡をとる際，実際にはどのような方法をとられているのでしょうか。携帯電話の番号が登録されていて，そこにメッセージ等を送信して連絡をとるなどして，避難されている御家庭に連絡をとられているのでしょうか。

○東小川教育長職務代理者　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　各学校におきましては，携帯電話等をお持ちの保護者につきましては全員分のメーリングリストが存在しておりますので，それを用いて一斉送信ができる仕組みが整っております。また，携帯電話等をお持ちでない保護者につきましては，個別に御自宅に連絡をするという対応を各学校がとっております。

○東小川教育長職務代理者　丸山委員。

○丸山委員　避難中においては，避難所へ直接出向いて連絡をとるような形になっているのですか。

○東小川教育長職務代理者　小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長　携帯電話をお持ちであれば，避難所に出向かなくても携帯電話で連絡はできると思います。

○東小川教育長職務代理者　ほかにございませんか。

篠﨑委員。

○篠﨑委員　ここで議論する内容なのかどうか分かりませんが，避難所に指定された学校でも川に近い立地であった学校があり，場合によっては水が来る恐れがあったところも見受けられました。実際に，一度川近くの学校に避難したけれども，水位が上がり危険なためほかの避難所へ行ってくださいと言われたという話も聞きました。本当に危ない状況になった際には，学校の３階へ逃げるなどといったことで対応はできるのかもしれませんが，実際にはどうなのでしょうか。おそらく教育委員会だけで考えることではないのかもしれませんが，そういった視点の意見というか，質問をさせていただきました。

○東小川教育長職務代理者　三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　今回の実際の対応状況について御説明いたしますと，12日の段階で既に避難勧告が出ている状況でございまして，なるべく近くの避難所へ避難するということで，まず

全市民センターを優先的に開設いたしました。その後，市民センターだけでは収容できないくらい避難者が増えてきましたので，学校についても12日の午後４時過ぎから避難受入の準備が整ったところから順次開設していったという状況でございました。

そのような避難状況の中で，那珂川の水位が上がってきましたので，13日の午前３時30分に避難勧告から避難指示に切り替わったタイミングで，低位置にある城東小，浜田小，上大野小，柳河小，下大野小，大場小，第三中学校，国田義務教育学校については午前５時を目途に避難所を閉鎖し，そこに避難されていた方については，自家用車で来られた方は，御自身で高台にある別の避難所に移っていただき，歩きで来られた方は，市の職員が公用車等で高台にある別の避難所に送ったという経緯がございます。

○東小川教育長職務代理者　そうすると，指定避難場所である学校といえども，浸水する可能性を含んでいる学校が複数校あるということですね。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　はい，そうです。

○東小川教育長職務代理者　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東小川教育長職務代理者　ないようでございますので，この件については終わります。

次に，議事に入ります。

【議案第38号　水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について：非公開】

【協議(1)　開放学級及び放課後子ども教室の民間委託について：非公開】

○東小川教育長職務代理者　次に，その他に入ります。

その他(1)　令和２年教育委員会定例会の開催日程について，説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長　その他(1)　令和２年教育委員会定例会の開催日程について，御説明いたします。

定例会資料の９ページに綴じ込んでありますが，一部訂正がございましたので，本日，机上に別に配布した資料を御覧いただきたいと思います。

教育委員会定例会の開催につきましては，第１木曜日の午後５時からを基本としております。

ただし，第３回，第６回，第９回，第12回につきましては，市議会定例会の開催日程の関係がございますので，前の月に開催することで調整してございます。

そのほか，第１回，第４回，第５回につきましては，ほかの行事の関係から，記載しております日程で予定をしております。

いずれにいたしましても，今後，日時，場所等の変更も考えられますので，開催日の近くになりましたら，改めて日程等の調整をさせていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

説明につきましては，以上でございます。

○東小川教育長職務代理者　それでは，委員より御質問等がございましたら，発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東小川教育長職務代理者　期日の変更，開催場所の変更等については，事務局から改めて連絡が

あるとのことですので，よろしくお願いいたします。

それでは，ないようでございますので，この件について終わります。

以上をもちまして，本日の案件につきましては，全て終了いたしました。

それでは，以上をもちまして，本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後５時42分　閉会

９　議決事項

議案第38号について原案可決